

## 平成29年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	医薬品事故障害者対策事業			担当部局庁	医薬・生活衛生局			作成責任者		
事業開始年度	昭和55年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課医薬品副作用被害対策室			室長 岡部 史哉		
会計区分	一般会計									
根拠法令(具体的な条項も記載)	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法附則第15条			関係する計画、通知等	-					
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国と和解が成立したスモン患者のうち、介護を必要とする重症者について、介護事業を実施することによりスモン患者の福祉の向上に資する。									
事業概要(5行程度以内。別添可)	国と和解が成立したスモン患者のうち、介護を必要とする重症者について、介護費用の支給を行う。									
実施方法	委託・請負									
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求			
		補正予算	-	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
		計	85	75	68	64	0			
	執行額	70	64	58						
	執行率(%)	82%	85%	85%						
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	82%	85%	85%							
平成29・30年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
	医薬品事故障害者対策事業委託費	64								
	計	64	0							
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標	目標最終年度		
				-	-	-	-	-		
	成果実績	-	-	-	-	-	-	-		
		目標値	-	-	-	-	-	-		
達成度	%	-	-	-	-	-	-			
根拠として用いた統計・データ名(出典)	-									
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と26~28年度の達成状況・実績					
	国と和解が成立したスモン患者のうち介護を必要とする重症者に対する介護費用の支払いを行うものであり、目標の設定は困難である。	国と和解が成立したスモン患者の福祉の向上に資するため、介護を必要とする重症者について介護費用の支給を行う。 平成26~28年度は毎年100人以上が支給の対象者となった。								
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標	目標最終年度		
	国と和解が成立したスモン患者の福祉を向上させること。	支給対象者数	実績	人	129	116	109	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-		
達成度			%	-	-	-	-	-		

活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込		
		活動実績	当初見込み								
支給対象者数		活動実績	人		129	116	109	-	-		
		当初見込み	-	-	-	-	-	-	-		
単位当たり コスト		算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込			
		和解に基づき、介護を必要とする重症者に対して介護費用の支給を行うものであるため、単位当たりコストを算出することはなじまない。						単位当たりコスト	-	-	-
				計算式	-	-	-	-	-		
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること(I-6)									
	施策	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること(I-6-2)									
	測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標		目標年度	
								-	-	-	-
				実績値	-	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	国と和解が成立したスモン患者のうち、介護を必要とする重症者について介護費用の支給を行うことで、スモン患者が品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を適切に利用できるよう福祉の向上を図っている。										
	改革項目	分野:	-								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標		目標最終年度	
		-	-					-	-	-	
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-		
		目標値	-	-	-	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-	-	-		
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標		目標最終年度		
							-	-	-	-	-
			成果実績	-	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-	-	-		
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
-											

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明
国 必 費 投 入 の 性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	国が和解に基づく協議により行っているスモン患者への恒久対策であり、国民のニーズがある。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国が和解に基づく協議により行っているスモン患者への恒久対策であり、国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	国が和解に基づく協議により行っているスモン患者への恒久対策であり、優先度の高い事業である。
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	本事業は、国、企業、被害者団体の3者が合意の上、(独)医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)に委託しており、スモン患者に関する個人情報データの管理を機構が行っているため、本事業の支出先として、機構を選定することは妥当である。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	使途の99%がスモン患者への介護費であり、残りの1%も介護費支給に係る事務費であるため、合理的なものとなっている。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	使途の99%がスモン患者への介護費であり、残りの1%も介護費支給に係る事務費であるため、全て真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	スモン患者が亡くなったことにより、重症スモン患者への介護費用の支給が試算よりも下回ったため。
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	スモン患者が亡くなったことを踏まえ、対象者を減少している。	
事 業 の 有 効 性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	スモン患者に対する介護費用の支払いを行うものであり、定量的な目標の設定は困難であるが、支給対象となる方は引き続き大勢いらっしゃり、福祉の向上に必要な有効な事業である。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	-
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
関 連 事 業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-
	所管府省名	事業番号	事業名
	-	-	-
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は和解時(昭和54年9月)の厚生大臣が署名した確認事項に基づく協議により、開始されたスモン患者に対する恒久対策である。</li> <li>・本事業28年度予算68百万円のうち、99%がスモン重症患者に支給する介護費用であり、経費の見直しの余地はない。</li> <li>・スモン訴訟の和解に伴い、裁判上の和解が成立したスモン患者に対する、下記の業務を、原因企業から(独)医薬品医療機器総合機構に委託されて実施しており、本事業も(独)医薬品医療機器総合機構に委託することが、業務上効率的である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①和解者全員に対する健康管理手当の支給業務(全額製薬企業負担)</li> <li>②超重症者及び超々重症者に対する介護費用の支給業務(全額製薬企業負担)</li> </ul> </li> </ul>	
	改善の方向性	スモン患者が亡くなられたことにより支給対象者が減り不用額が生じたものであるが、本事業は、スモン訴訟の和解に伴い国の恒久対策として実施している事業であり、引き続き必要な予算措置に努める。	
外部有識者の所見			
行政事業レビュー推進チームの所見			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
備考			

